

一般社団法人光明福祉会

就労継続支援 B 型事業お〜くらいど

重要事項説明書

◇◆目次◆◇

1.	事業者の概要	1
2.	事業の目的と運営方針	1
3.	事業所の概要	2
4.	職員の勤務体制	3
5.	就労継続支援 B 型サービスの概要	3
6.	利用料	5
7.	サービスの利用方法	6
8.	障害福祉サービス受給者証の確認	6
9.	サービスの実施の記録	6
10.	苦情申し立て、虐待に関する窓口	6
11.	緊急時対応	6
12.	非常災害時の対策	6
13.	事業所利用の際の留意いただく事項	7
14.	損害賠償	7
15.	第三者評価の実施状況	7

就労継続支援 B 型事業サービス提供開始にあたり、社会福祉法第 7 6 条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	一般社団法人光明福祉会
法人所在地	東京都町田市大蔵町 1959-1
法人種別	一般社団法人
代表者氏名	代表理事 金沢 明良
電話番号	042-735-2201
設立年月日	平成 30 年 2 月 1 日

2 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	就労継続支援 B 型
事業所の目的	知的障がい者の自立支援及び就労訓練
事業所の名称	お〜くらいど
事業所番号	1313202408
管理者氏名	渡瀬 真由美
サービス管理責任者氏名	渡瀬 真由美
事業所の所在地	東京都町田市大蔵町 1969-1
電話番号	042-736-5825
主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者
通常の実施地域	東京都町田市
事業所運営の方針	自立支援及び就労に向けたサービスプログラムの提供
開設年月	令和 2 年 4 月 1 日
定員	20 名

3 事業所の概要

(1) 施設

建 物	構 造	木造2階建
	延 べ 床 面 積	915.75 m ²
	利 用 定 員	20 人
敷 地 面 積		1195.126 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
作 業 室	3 室	125.043 m ²	6.25 m ²	店舗 厨房含む
多 目 的 室	1 室	40.577 m ²	2.028 m ²	
相 談 室	1 室	6.62 m ²		
ト イ レ	5 室	厨房トイレ 1.656 m ² お客様トイレ 4.140 m ² 作業室2 男性トイレ 1.24 m ² 女性トイレ 2.07 m ² 車椅子トイレ 4.725 m ²		
事 務 室	1 室	12.421 m ²		

(3) 職員体制

職 種	員 数	区 分				常勤換算 後の職員	保有資格
		常 勤		非 常 勤			
		専 従	兼 任	専 従	兼 任		
管 理 者	1		1			1	
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	1		1			1	
生 活 支 援 員	4	1		3		4	介護福祉士 1名
職 業 指 導 員	1	1				1	

4 職員の勤務体制

職 種	内 容
管 理 者	8 : 30～17 : 30 常勤で勤務
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	8 : 30～17 : 30 常勤で勤務
生 活 支 援 員	8 : 30～17 : 30 常勤／非常勤で勤務
職 業 指 導 員	8 : 30～17 : 30 常勤／非常勤で勤務

5 就労継続支援 B型サービスの概要

(1) 事業所の営業日及びサービス提供時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	8 : 30～17 : 30
サービス提供 時 間	9 : 30～16 : 00

(2) 事業所の休業日

休 業 日	土曜日、日曜日、祝祭日
	年末年始休暇（12月29日～翌1月3日）

(3) 生活支援サービス

種 類	内 容
食 事	姿勢や食具の正しい使用等支援します。 食事時間：12 : 00～13 : 00
排 泄	利用者の状況を把握し、適切な排泄支援を行います。
整 容（歯磨き洗面）	利用者の状況に応じた適切な整容支援を行います。
移 動	利用者の障害の状況にて送迎を行っています。
相 談	利用者及びその保護者等からの相談については、その都度誠意を持って対応し、責任ある回答を行います。

(4) 就労訓練支援サービス

種 類	内 容
作 業 活 動	カフェや畑、内職を通して、就労に必要なスキル・態度を養えるよう活動を提供します。
工 賃	作業活動で得た収入から支出額を控除した額を工賃として支払います。
社 会 参 加 活 動	年間の行事等を計画し、提供します。

(5) 事業所内環境サービス

種 類	内 容
施 設 建 物 館 内	常に清潔に配慮します。
作 業 室 内 管 理	日々行います。

(6) 保健医療サービス

種 類	内 容
健 康 管 理	緊急に受診の必要性があると判断された場合には協力医療機関等に責任をもって受診します。
服 薬 管 理	薬については誤りのないよう万全を期します。

(7) 社会生活支援サービス

種 類	内 容
情 報 提 供	福祉、援助等の情報を提供します。
地 域 生 活 移 行	地域生活移行に向けた支援に努めます。

(8) 訓練等給付費外サービス

種 類	内 容
社 会 生 活 上 の 便 宜	(1) 当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、事業所での生活を充実したものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。 (2) クラブ活動の援助 (3) 利用者自治会活動の援助

(8) のサービスについては、別途実費相当額をいただくことがあります。

6 利用料

お支払いいただく利用料は、次のとおりです。

(1) サービス利用料金

利用料金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付（市町村から支給される額及び利用者の定率負担額等）の範囲内での負担をお願いします。

※ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

※ 利用者負担の減免について

【利用者負担額に関する上限月額】

1か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」については、所得等に応じて利用者負担上限月額が定められています。

(2) 事業者が定める利用料金

内 容	金 額	摘 要
食 費		昼食持参・希望者にはお弁当提供（100円）
そ の 他	実費	創作的活動等の材料費、日用品費、その他事業所において提供する支援に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

※ 上記の金額は、物価変動等により変更することがあります。

(3) 訓練等給付費外サービス利用料金等の支払方法

上記利用料金等の支払いは、1か月毎に計算して請求しますので指定された日までに以下の方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ・ 当事業所窓口への持参による納付
- ・ 銀行口座の引き落としによる納付
- ・ 下記指定口座への振り込み

銀行支店名 横浜銀行 鶴川西支店

口座番号 普通口座 6059307

口座名 一般社団法人光明福祉会

7 サービスの利用方法

(1) 就労継続支援 B 型についての障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付費支給決定を受けた方で、本事業所のサービス利用を希望された方に対し、本事業所のサービス提供に係る重要事項について説明をいたします。

(2) サービス利用が決定した場合は、契約を締結し、個別支援計画を作成してサービスの提供を行います。利用者の体調や状態の変化等の理由によって、個別支援計画で予定されていたサービスが実施できない場合には、利用者の同意を得てサービス内容を変更します。

(3) 適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、保健医療サービスまたは福祉サービスの利用情報を同意していただいた上で活用させていただくことがあります。

8 障害福祉サービス受給者証の確認

「住所」、「利用者負担」及び「支給量」等、「障害福祉サービス受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかに事業所にお知らせください。また、サービス管理責任者等が「障害福祉サービス受給者証」の確認をさせていただく際は、ご提示ください。

9 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供月毎に実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、(実績票) 利用者にもその内容を確認していただき、捺印をしていただきます。内容に間違いやご意見があればお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、利用者の記録情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

10 苦情申し立て、虐待に関する窓口

当事業所におけるサービスに対する苦情や虐待等については、当事業所に相談窓口が設置されていますので気兼ねなくお申し出ください。また、行政機関における相談窓口も設けられています。

	詳	細
当事業所	< 苦情相談窓口 > 受付担当者 渡瀬 真由美 解決責任者 金沢 源司 < 虐待相談窓口 > 虐待防止責任者 < 第三者委員 > 前沢 富子 (元民生委員) 中溝美沙子 (有限会社 緑造園 代表取締役) 利用時間 9:00~17:00 電話番号 042-736-5825	
	町田市の苦情対応窓口 ・町田市地域福祉部障がい福祉課 電話 042-724-2147 (代表) FAX 050-3101-3638 住所 町田市森野 2-2-22 ・町田市福祉サービス苦情調整第三者委員 電話 042-720-9461 F A X 042-725-1284 住所 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階	
	フクシサービス運営適正化委員会 電話 03-5283-7020 F A X 03-5283-6997 住所 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3階	

11 緊急時の対応

サービス提供中に事故や利用者の急変があった場合は、協力医に連絡する等、必要な処置を講ずる他、家族が不在の場合等必要に応じて緊急連絡先へ速やかに連絡します。

< 協力医療機関 >

おおくら医院 (内科)

東京都町田市大蔵町 3165

042 (737) 8020

12 非常災害時の対策

非常時の対応	火災等発生時は、速やかに消防連絡等行い対応します。
避難訓練	定期的な避難訓練を実施します。
防災訓練	防火管理者を定め、防災計画を毎年作成します。
防災設備	火災通報装置、火災報知器、消火器等

13 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

貴重品の管理	利用者の所有する貴重品については、ご自身の責任において管理していただくのが原則です。紛失等の事故に対する責任は、当事業所では負うことはできません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所へのペットの持ち込みは、禁止します。
衛生保持	事業所内の清掃、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては、特に注意を払い必ず守ってください。
喫煙	敷地内全面禁煙でお願いします。
訪問・面会	来訪者は、必ず職員にお知らせ下さい。
協力医以外の医療機関の受診	専門医への受診及び遠方の医療機関の受診が必要となった場合には、ご家庭にて対応していただきます。
設備・器具の利用	事業所内の設備等は、本来の使用方法によってご使用ください。これによらないご利用により破損等した場合は、賠償していただく場合があります。
その他	事業者は、利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

14 損害賠償について

利用者または代理人等が、故意または重大な過失により他者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことがあった場合、利用者または代理人等に対し損害賠償していただくことがあります。

15 第三者評価の実施状況
実施